

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和4年12月16日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

12番 守屋常雄

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和4年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和4年12月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第47号 牛久市役所出張所設置条例について
- 日程第 2. 議案第48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について
- 日程第 3. 議案第49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4. 議案第50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第51号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第57号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11. 議案第58号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12. 議案第59号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13. 議案第60号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14. 議案第61号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15. 議案第62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 日程第16. 議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 日程第17. 議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第18. 議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第19. 意見書案第13号 賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について
- 日程第20. 意見書案第14号 中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打

開する支援策を求める意見書の提出について

日程第21. 意見書案第15号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

日程第22. 意見書案第16号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

日程第23. 請願第4号 刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書

日程第24. 保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第25. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第26. 閉会中の事務調査の件

追加日程第1. 決議案第8号 児童の通学路の安心・安全を求める決議について

午前10時04分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第47号ないし日程第9、議案第55号及び日程10、議案第57号ないし日程第18、議案第65号の18件、日程第19、意見書案第13号ないし日程第22、意見書案第16号の4件、日程第23、請願第4号の1件を一括議題といたします。



議案第47号 牛久市役所出張所設置条例について

議案第48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について

議案第49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第57号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

議案第58号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

意見書案第13号 賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第14号 中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策

を求める意見書の提出について

意見書案第15号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

意見書案第16号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

請願第4号 刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各常任委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和4年12月16日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤田尚美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第47号	牛久市役所出張所設置条例について	原案可決
議案第48号	牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第49号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	原案可決
議案第50号	牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第 51 号	牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 52 号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 53 号	牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 62 号	牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原案可決
議案第 63 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散について	継続審査
議案第 64 号	龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について	継続審査
議案第 65 号	稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について	継続審査

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月9日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第47号は、牛久市役所出張所設置条例についてであります。

本件は、新たにひたち野リフレプラザ市民窓口を設置することに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、当初は今年の秋口に出張所窓口を開設する予定との説明を受けていたが、開所の時期が来年2月に延びた理由や背景について質疑がなされ、市執行部からは、設計に時間を要したことや、工事についても資材の購入が当初の見込みよりも遅れたことなどから開所時期に遅れを生じたが、開所時期を来年2月1日としてからは、受注者との間で毎週行われている工程会議において、工事の遅れは報告されていないため、予定どおり来年2月1日の開所を目指して準備を進めているとの答弁がありました。

議案第48号は、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例についてであります。

本件は、ひたち野リフレビル2階及び3階の利活用を目的として、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理について定めるものであります。あわせて、牛久市リフレプラザの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、2階のフリースペースと3階のスカイスペースの管理について質

疑がなされ、市執行部からは、使用料はリフレ市民窓口課の管理となり、券売機の導入を検討している。有料であるスカイスペースの使用時間の管理については、窓口業務を行っている午後5時15分までリフレ市民窓口課の職員が管理を行い、夜間に関してはリフレビル1階に常駐している管理人が巡回することにより、適切な施設利用や安全確認を行う予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは、出張所窓口開設後におけるリフレ前の駐車場の管理について質疑がなされ、市執行部からは、午後9時が閉館時間となっているが、午後9時半までが管理人の就業時間となっているため、その時間までの何らかのトラブルについては管理人が対応するようになっているとの答弁がありました。

議案第49号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うものであります。

議案第50号は、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、政策の企画及び調整を担当する経営企画部において、自治体DX施策を全庁的・横断的に推進するため、分掌事務を改正するものであります。

議案第51号は、牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、一般職の勤勉手当の支給月数の改定が行われるに当たり、特別職の期末手当について、令和4年度から支給月数を年0.05月引き上げるものであります。

議案第52号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、令和4年4月に遡って、若年層の給料月額を平均0.3%引き上げるものであります。また、勤勉手当について、令和5年度からの支給月数を年0.1月引き上げるものであります。

議案第53号は、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、条例に定める文言及び引用条項を整理するため、改正するものであります。

議案第62号は、牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてであります。

本件は、ひたち野うしく郵便局でこれまで行われてきた住民票の写し等の証明書の交付事務を終了することに伴い、市の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取り消すため、

議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、来年2月1日から出張所窓口が開所になるということだが、ひたち野うしく郵便局への住民票の写し等の証明書の交付事務の委託は3月31日までとしている理由について質疑がなされ、市執行部からは、当初は開所時期が定まっていなかったことや、行政として年度末をもって切り替えること、またリフレプラザ市民窓口において全ての事務が行えると考えてはいるが、異動の時期ということもあり万が一の場合の担保として委託期間を3月31日までとしているとの答弁がありました。

議案第63号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてであります。

本件は、稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方衛生組合及び龍ヶ崎地方塵芥処理組合が令和5年4月1日に統合することに伴い、龍ヶ崎地方衛生組合を解散するものであります。

議案第64号は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本件は、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴い、同組合の財産を全て稲敷地方広域市町村圏事務組合に帰属させるものであります。

議案第65号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。

本件は、龍ヶ崎地方衛生組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散し、稲敷地方広域市町村圏事務組合に統合することに伴い、同組合の規約を変更するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久クリーンセンターについて地元奥原地区との協定書があるが、地域住民との話し合いはされているかとの質疑がなされ、市執行部からは、廃棄物対策課から地域住民に対し、今後においてごみ処理の広域化の流れがあるという話はしていると聞いている。市として地元との協定は遵守しなければならないものと考えているので、牛久クリーンセンターを地元の同意なしに広域化することはあり得ないと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、統合後の議員定数などが知らないところで決められ、詳しい説明がなされないなど、疑問に思うところがある。今後、議会に対しては慎重に対応してほしいとの意見もありました。

討論では、議案第63号ないし議案第65号の3件について、議会に対する説明では統合をすれば経費が抑えられるとのことであったが、説明資料を精査してみたところ、牛久市の負担金が今後10年で負担増になること、議員定数についても現在の9人から半数以下の4人となることなど、議会としての意見や考え方が反映されていないものであることから、議会としても調査研究に努める必要があり、継続審査とすべきとの意見がありました。

以上、11件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第47号ないし議案第53号及び議案第62号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

また、議案第63号ないし議案第65号については、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、全会一致により閉会中もお継続審査とすることに決し、議長宛て継続審査の申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で総務企画常任委員長の報告は終わりました。

次に、守屋教育文化常任委員長。

令和4年12月16日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 守屋常雄

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
請願第4号	刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書	採 択

〔教育文化常任委員長守屋常雄議員登壇〕

○守屋常雄 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月9日、委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

請願第4号は、刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書であります。

本件は、刈谷から市道23号線への児童が通学路として利用可能な坂道を早急に設置することを求める決議を上げていただきたく、牛久市議会へ請願するものであります。

委員からは、子供の通学路の安全性の確保と地域の高齢者の方々には、階段がかなり急なので、その利便性を考えるとできれば早急に実施していただきたく、この請願に賛成するとの討論がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、請願第4号は全会一致により、採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で教育文化常任委員長の報告は終わりました。

次に、甲斐保健福祉常任委員長。

令和4年12月16日

牛久市議会議長 殿

保健福祉常任委員会

委員長 甲 斐 徳之助

保健福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第54号	牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第55号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第15号	帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について	可決

意見書案 第 16 号	知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について	可 決
----------------	-------------------------------------	-----

〔保健福祉常任委員長甲斐徳之助議員登壇〕

○甲斐徳之助 保健福祉常任委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月12日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第54号は、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市公立保育園再編計画に基づき、令和5年3月31日をもって向原保育園を閉園することに伴い、牛久市立保育園設置条例の一部を改正するものであります。

○杉森弘之 議長 一旦休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時25分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

都合により加川副委員長に代読をお願いいたします。加川副委員長。

〔保健福祉常任副委員長加川裕美議員登壇〕

○加川裕美 保健福祉常任副委員長 保健福祉常任委員会委員長審査報告。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月12日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第54号は、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市公立保育園再編計画に基づき、令和5年3月31日をもって向原保育園を閉園することに伴い、牛久市立保育園設置条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、牛久市立保育園設置条例の別表中、公立保育園4園の名称と住所の一覧から向原保育園を削除するものです。施行日は令和5年4月1日とするものであります。

審査に当たり委員からは、民間保育園と公立保育園の利用定員、公立保育園の役割について

質疑がなされ、市執行部からは、民間保育園の利用定員は1,659人、公立保育園の利用定員は430人となっている。向原保育園が閉園することに伴い、令和5年からは370人となる。公立保育園の役割は、保育需要が減っていく中で、公立保育園を縮小することで民間保育園の定員割れを防ぐことを考えている。また、民間保育園では受入れが難しいと言われる重度の障害児の受入れを役割として考えているとの答弁がありました。

次に、牛久市の待機児童数、向原保育園閉園に伴う加配、正規職員や会計年度職員について質疑がなされ、市執行部からは、最新の1月入園の待機児童数は国基準でゼロとなっている。加配については、保育士がほかの3園に入るので対応が可能となる。向原保育園閉園に伴い、正規職員は公立保育園に異動となり、会計年度職員については、今年度更新の時期なので、更新となるが、閉園によって職がなくなるということではないとの答弁がありました。

議案第55号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、現状に合わせた文言の整理と、国民健康保険支払準備基金の取崩しに関する条項の追加をするものであります。主な改正内容は、具体的な取崩し項目として、制度改正等による国保税額の予期せぬ増加に対する納税義務者の負担軽減、収納不足への対応及び事業費納付金の著しい増加への対応を追加しております。これは、基金処分の目的を明確化し、また、例えば賦課方式への変更のような制度改正によって国保税が増税となる場合に基金を活用し、被保険者の税負担の急増抑制を図るものであります。

審査に当たり委員からは、今回の改正により国保税の税率が今後上昇すると見込まれている中、基金取崩しの内容を含めたことは評価するが、このことによって県からの補助金に影響することはないのか、質疑がなされ、市執行部からは、県補助金の算定は別物なので、補助金が減らされることはないとの答弁がありました。

意見書案第15号は、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、带状疱疹は高齢者にとってかなり厳しい病状への引き金になるということもあり、带状疱疹ワクチンの定期接種化がうたわれ始めたことは、補助も妥当であると思っているとの意見がありました。

意見書案第16号は、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府に対して、国際的な知的障害の定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や

基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政手帳制度を国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、知的障害者と知的障害児の定義がどこにも書かれていなく、手帳の制度も各自治体によって違いが生じていることは国がきちんと対応すべきと思っている。こうした意見書を出すということは大変重要なことであるとの意見がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第54号は賛成多数により可決すべきものと決し、議案第55号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第15号、意見書案第16号についても、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会の閉会中の継続調査として、保育園の現状についてを調査事項とするこの提案がありました。

委員からは、昨今、幼稚園、保育園での通園バスでの園児置き去り事件、保育園での虐待について、議会としても現状を調査していくことが重要であると考えことから、閉会中の継続調査を通じて議論を行うことは必要であるとの意見があり、全会一致により閉会中の継続調査をすることを決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で保健福祉常任委員長の報告の代読は終わりました。

次に、池辺環境建設常任委員長。

令和4年12月16日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
意見書案第13号	賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について	否 決
意見書案第14号	中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出について	否 決

〔環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇〕

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月12日に委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第13号は、賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出についてであります。

本件は、働く人が豊かになってこそ、経済も強くなることから、政府に対し、賃上げを実現するために、国や自治体で働く非正規労働者の時給を1,500円以上に引き上げること、男女の賃金格差の是正や大企業の内部留保を中小企業に還元すること等、必要な対策に取り組むよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在、厳しい経済や国際情勢等の状況にあるが、この時期に賃上げをしていくことが今必要であるが、国の施策は十分ではないことから、本意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

意見書案第14号は、中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出についてであります。

本件は、中小企業・小規模事業者や農漁業者の抱える困難な問題に対し、来年10月に導入予定のインボイス制度の中止、事業者への給付金創設や、農漁業者への直接補填の仕組みなど、国と自治体が全面的に支援し、地域経済の立て直しを図るため、政府に対し、必要な取組を実行するように求めるものであります。

審査に当たり委員からは、インボイス制度に関しては中小企業に負担や混乱をもたらしていることもあり、コロナ禍や長引く不況の中、中小企業や農業、林業、漁業においても大変な状

況であることから、ぜひ意見書を出して、国に対策を求めるものであるとの意見がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件につきまして審査の結果、意見書案第13号及び意見書案第14号は、いずれも賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

なお、空き家対策について調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で環境建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、黒木予算常任委員長。

令和4年12月16日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第57号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第58号	令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第59号	令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第60号	令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第61号	令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

[予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇]

○黒木のぶ子 予算常任委員長 改めまして、おはようございます。

予算常任委員会委員長審査報告をいたします。

令和4年12月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第57号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）、議案第58号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第59号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月13日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管について、審査に当たり委員からは、ふるさと牛久応援寄附金の増額補正ということであるが、寄附金額が増えた要因と今後の寄附金額の推移について質疑がなされ、市執行部からは、全国から牛久市に、より多くの寄附金が寄せられるようにするために、ポータルサイトの拡充や、返礼品のラインナップを強化するとともに、ポータルサイトにおいて牛久市の返礼品が効果的に検索対象として表示されるための取組などを行った結果、寄附金額が大幅に増えたと考えている。今後は、ポータルサイトの拡充をはじめ、事業者と協力した返礼品の開発、茨城県指定の共通返礼品とのコラボレーションなども考えているほか、ポータルサイトにおけるサービスの活用などの検討を行い、さらなる寄附金の増加を目指していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、交通安全教化員の時間外勤務が増加した要因について質疑がなされ、市執行部からは、コロナ禍であった過去2年間を基本として当初予算計上したが、令和4年度はコロナ禍において休止していた交通安全キャンペーンなどが再開されたことや、幼稚園児や小学生を対象とした交通安全教育事業のほかに高齢者を対象とした防犯教室を休日に行うようになったことが要因であるとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、電気料金の高騰に伴い、各施設の電気料金が増加しているが、市の施設、学校、生涯学習センターや牛久シャトー等のLED化について質疑がなされ、市執行部からは、学校関係では特に体育館が水銀灯や蛍光灯がまだ多く残っている。LED化については、年次計画を立てて実施していく。生涯学習センターはまだLED化されていないが、中央図書館についてはLED化されている。牛久運動公園のメインアリーナ、サブアリーナ、武道館はLED化されているが、屋外野球場の照明は、LED化されていないと

の答弁がありました。

また、委員からは、市立幼稚園の広域利用について質疑がなされ、市執行部からは、子ども子育て制度が始まって幼稚園が新制度になり、幼児教育の無償化に伴い、保護者の負担がなくなり国から施設給付費が市に入る負担金である。例えば他市町村から市の幼稚園に入園した場合は、他市町村から広域利用の負担金を頂くようになるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管の歳入歳出について委員からは、障害児給付費を支給する事業の対前年度比での実人数、施設数の増加、利用者の1人当たりの平均通所日数、児童発達支援施設や放課後等デイサービスの利用施設の内訳と概況について質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度上半期と令和4年度上半期の実績を比較して児童発達支援件数は259件の増、放課後等デイサービスは82件の増、保育所等訪問支援は5件の減、障害児相談支援は52件の増となっている。支給決定実人数は、児童発達支援が10件の減、放課後等デイサービスが19件の増、保育所等訪問支援が11件の減、障害児相談支援が59件の増となっている。令和4年度の1人当たりの平均通所日数は、児童発達支援が1か月当たり12.2日、放課後等デイサービスは20.8日、保育所等訪問支援は2.8日、障害児相談支援は延べ213人の方が248回の利用となっている。また、令和3年度以降の新規施設開設は、児童発達支援が6件、放課後等デイサービスが3件であるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、小菊品質向上支援補助金の補助件数の現状と今後の見込みについて質疑がなされ、市執行部からは、昨年度は9人から補助の申請があったところであり、今年度も同程度の申請が見込まれているとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で予算常任委員長の報告は終わりました。

これにて各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時47分休憩

午前10時59分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

議案第63号ないし議案第65号については、総務企画常任委員長から継続審査の申出があり、サイドブックスの今期定例会議案と追加資料のフォルダーに登載しましたから報告をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 議案第54号、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

今年7月13日に行われた全員協議会において、牛久市公立保育園再編計画が説明されました。ここでは、向原保育園は廃園とされているものの、時期は2027年、令和9年3月31日から2031年、令和13年3月31日とされていました。しかるに、それから1か月余り後、8月22日の全員協議会では、いきなり向原保育園の廃園について公表されました。あまりにも拙速ではないか。この短い時間に判断を変えるに至った事態が起こったという説明はありません。

人口減少により保育園への入所希望者が減ると予想されているが、ここで保育園の役割について根本に立ち返って考えることは必要ではないか。

牛久市公立保育園再編計画では、再編計画の基本となる公立保育園の閉鎖、民営化を経て、最終的には下根保育園のみを残すという基本的な方針に変更はないと記述されています。また、市内保育施設間の保育需要の調整役とするとも記されています。ここには、本来、自治体に課せられた責任を果たそうという意思が感じられません。

児童福祉法では、かつては保育に欠ける児童を保育することが、国、地方自治体の責任として明記されていました。今は、この「保育に欠ける」という言葉は「保育を必要とする」という言葉に置き換えられて、その後、保育をめぐる制度が変えられていきました。公立から民営化への流れです。

最近、保育園をめぐる痛ましい事件が報道されています。通園バスでの置き去りによって幼児が死亡した事件、静岡で園児を虐待し、保育士3人が逮捕された事件、これらはいずれも民間保育園で起きたものです。民間保育園を否定するものではありませんが、公立よりも子供の人権を守り、その健全な成長のための保育実践をしている民間保育園があることも承知しております。公立には公立としての役割があります。三つ子の魂百までという言葉があるとおり、この時期は人の一生を左右しかねない大切な時間です。だからこそ保育の水準を向上させ、

民間では行い得ない部分を担う公立保育園の比重を高めることが必要と考えます。

公立保育園を保育需要の調整弁のように位置づけている牛久市公立保育園再編計画は根底から見直すべきではないでしょうか。

あわせて、国に保育士の配置基準の見直し、待遇改善を求めるべきと思います。

以上の点から、議案第54号に反対をします。議員諸氏の賛同を心よりお願いし、反対討論とします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第13号、賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書に対し、賛成討論を行います。

全てのケア労働の賃金は、国が公定価格や報酬で水準を決めています。中でも、保育、介護、障害などのケア労働者の賃金は全産業より平均で5万円低いと言われていています。国が責任を持って全産業平均水準に引き上げることや、国や自治体と受注する事業者間での契約には、生活できる賃金や、人間らしく働くことができる労働条件を定めた法律や条例の制定を目指します。また、男女の賃金格差は、国税庁の民間給与実態統計調査によると、年収で243万円、生涯賃金で約1億円にもなります。これが年金にも連動し、定年まで働いても年金で生活できない女性が少なくありません。企業に男女の賃金格差の実態を正確に公表させるとともに、是正計画の策定と公表を義務づけ、政府には抜本的な法整備を進めることを求めています。

さらに、労働法制の規制緩和により、低賃金や、いつでも解雇できる仕組み、人間を物のように使い捨てる働かせ方が拡大しました。非正規雇用と長時間労働の拡大は、労働者全体の賃下げ圧力となり、日本は賃金の上がらない国になりました。政府の経済政策により広がった格差の是正は、社会的な不公平を正すという道義的な意味だけでなく、大企業の内部留保金の一部を取り崩し、有効活用することで大企業の賃上げや国内投資で経済を還流させ、社会全体の消費を活性化し、経済成長をもたらすことにもつながると考えます。

政治の責任で賃上げを実現してこそ働く人が豊かになり、経済を立て直す、この政策を求める意見書に賛成をいたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、賛成討論いたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 意見書案第14号、中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、

倒産危機を打開する支援策を求める意見書の賛成討論を行います。

1990年代後半から日本経済は停滞し、失われた20年という言葉が喧伝されました。それが今も続き、失われた30年になろうとしています。GDPは低迷し、賃金上昇はOECDの中で最低レベル、実質賃金では低下、マイナスになっている、こういう状況です。GDPの50%近くを占める家計消費支出は伸びません。一方、大企業の内部留保は500兆円に達しています。

金は天下の回り物という言葉がありますが、経済の底を支えている中小企業、小規模事業者、農漁業者のところにきちんとお金が回ってこそ経済循環が成り立っていきます。

コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略によって、燃料や食品をはじめとした物価高騰、経済の低迷によって廃業の危機にさらされている事業者が増えています。

中小企業、小規模事業者に対する政府の支援策は、自己責任、自助努力を前提にした収益力の改善や事業の再生支援が主な内容となっています。財務省の財政制度等審議会は、事業者支援については、新陳代謝を過度に抑制することなく、自立的な成長軌道に乗せていくよう見直していくべきである。さらに、潰れるものを潰さないと経済の邪魔になるという自己責任論、中小企業淘汰論の立場です。しかし、中小企業、小規模事業者を苦しめている三重苦は、新型コロナウイルス感染の拡大による経営難と異常円安、物価高騰に起因するもので、事業者が自己責任を問われるものではありません。

中小企業、小規模事業者は地域に根を下ろし、ものづくりやサービスの需要に応え、雇用を生み出し、地域経済を担う重要な存在です。過剰債務問題も、個々の事業者の借入金問題だけでなく、地域金融機関の今後の経営を左右する金融全体の問題です。今、中小企業、小規模事業者が抱える困難は、地域経済、地域金融全体の問題として捉え、国と自治体が支援し、地域経済の立て直しを図ることが急務と考えます。

さらに、異常な円安と世界的な農産物、エネルギー価格の高騰により、日本の食料自給率は38%、エネルギー自給率が10%ということが、外国に依存し続ける経済の危うさを浮き彫りにしました。食料とエネルギー自給率の向上は、地球規模の食糧危機、気候危機の打開のために急務であるとともに、国民の生活と経済の基盤強化のために不可欠の課題です。円安やウクライナ情勢の影響により物価高が進む中で明らかになったものが、食料、エネルギー問題です。国民生活、経済安定のためには、国内の自給率向上に向けた抜本的な対策が急務です。

以上の点から、意見書案第14号に賛成します。議員各位の御賛同を心からお願いしまして、賛成討論とします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第47号ないし日程第9、議案第55号及び日程第10、議案第57号ないし日程第18、議案第65号の18件、日程第19、意見書案第13号ないし日程第22、意見書案第16号の4件、日程第23、請願第4号の1件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドブックに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

初めに、議案第47号、牛久市役所出張所設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第47号は可決されました。

次に、議案第48号、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委

員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第61号は委

員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、本案は委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。本案は申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第63号は委員長申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第64号、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、本案は委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。本案は申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第64号は委員長申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、議案第65号、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、本案は委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。本案は申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。本案は申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、意見書案第13号、賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案に対して採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、意見書案第13号は否決されました。

次に、意見書案第14号、中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案に対して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、意見書案第14号は否決されました。

次に、意見書案第15号、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、意見書案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第16号、知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号、刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、請願第4号は採択と決定いたしました。（「議長、動議」の声あり）2番藤田尚美議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○2番 藤田尚美 議員 児童の通学路の安心・安全を求める決議を提出いたします。

○杉森弘之 議長 ただいま2番藤田尚美議員から、児童の通学路の安心・安全を求める決議の件について動議が出されました。動議は、会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。

賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 5 分休憩

午前 1 1 時 3 7 分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま 2 番藤田尚美議員から決議案第 8 号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第 8 号の 1 件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第 8 号の 1 件を議題といたします。

追加日程第 1 決議案第 8 号 児童の通学路の安心・安全を求める決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。2 番藤田尚美議員。

〔2 番藤田尚美議員登壇〕

○2 番 藤田尚美 議員 朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

決議案第 8 号、児童の通学路の安心・安全を求める決議（案）。

このたび牛久市議会議長に対して、刈谷行政区長から、牛久小学校へ通学する児童の通学路の安心・安全を求める決議を採択してもらいたい旨の請願書を提出された。請願の趣旨は次のような内容である。

市道 2 3 号線の開通に伴い、その沿線に擁壁が設けられた結果、それまで通学路として利用していた緩やかな坂道がなくなり、その代わりに急な階段が設置されたが、通学路としては危険であると判断されたため、現在は遠回りの歩道も設置されていない幅員の狭い道路が指定されているにもかかわらず、この通学路も自動車の往来が多く、いつ事故が起きても不思議ではないことから、市に対して改善を申し入れているが、依然として何らの対応もされていない。

したがって、市道 2 3 号線沿いの擁壁にスロープ、坂道を早急に整備してもらいたいとのことである。

この請願の趣旨は極めて妥当であり、牛久市議会としても、牛久市の将来を担う児童の安

心・安全の確保の観点から考えて、早急な対応がされてしかるべきと判断する。

よって、牛久市議会は、市道23号線沿いの擁壁にスロープ、坂道を早急に設置するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第8号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で決議案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第8号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第8号の1件について採決いたします。

この採決は、起立採決によって行います。

決議案第8号、児童の通学路の安心・安全を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、決議案第8号は可決されました。

次に、日程第24、保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



保健福祉常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、保健福祉常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サ

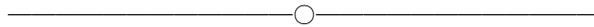
イドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第25、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

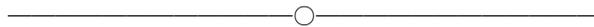
○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックス登載のとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第26、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドブックス登載のとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

本案は、各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長の申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和4年第4回牛久市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前11時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 柳 井 哲 也

署名議員 石 原 幸 雄